

介護保険の適用がある場合は、原則として利用料金の1割が利用者の負担額となります。
◎介護保険から医療保険への適用保険変更

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

1. 厚生労働大臣が定める、疾病等の場合

①	多発性硬化症
②	重症筋無力症
③	スモン
④	筋委縮性側索硬化症
⑤	脊髄小脳変性症
⑥	ハンチントン病
⑦	進行性筋ジストロフィー
⑧	パーキンソン病関連疾患 (進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病「ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上あって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度の者に限る」)
⑨	多系統萎縮(綿状体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群)
⑩	プリオン病
⑪	亜急性効果性全脳炎
⑫	後天性免疫不全症候群
⑬	頸髄損傷
⑭	人工呼吸器を使用している場合

2. 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合

3. 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

●ナーシング Plus 料金表【介護保険】(令和3年4月1日現在)

算定項目		サービス内容	時間	料金	1割負担	2割負担	3割負担	
基本料金	介護	訪問看護費 (正看護師が訪問する場合)	訪看 I 1	20分未満	3,130	313	626	987
			訪看 I 2	30分未満	4,700	470	940	1410
			訪看 I 3	30分以上1時間未満	8,210	821	1642	2463
			訪看 I 4	1時間以上1時間30分未満	11,250	1,125	2250	3375
		訪問看護リハビリ	訪看 I 5	20分(6回/週まで)	2,930	293	586	879
	介護予防	訪問看護費 (正看護師が訪問する場合)	(予)訪看 I 1	20分未満	3,020	302	604	906
			(予)訪看 I 2	30分未満	4,500	450	900	1350
			(予)訪看 I 3	30分以上1時間未満	7,920	792	1584	2376
			(予)訪看 I 4	1時間以上1時間30分未満	10,870	1,087	2174	3261
		訪問看護リハビリ	(予)訪看 I 5	20分(6回/週まで)	2,830	283	566	849
各種加算	早朝 (正看護師が訪問する場合) (6:00~8:00、18:00~22:00)	訪看 I 2・夜	30分未満		単位数 × 25/100	単位数 × 25/100	単位数 × 25/100	
		訪看 I 3・夜	30分以上1時間未満					
		訪看 I 4・夜	1時間以上1時間30分未満					
	深夜加算 (正看護師が訪問する場合)	訪看 I 2・深	30分未満		単位数 × 50/100	単位数 × 50/100	単位数 × 50/100	
		訪看 I 3・深	30分以上1時間未満					
		訪看 I 4・深	1時間以上1時間30分未満					
	複数名訪問加算(Ⅰ)	訪看 I 2・複 11	30分未満	2,540	254	508	762	
		訪看 I 3・複 12	30分以上	4,020	402	804	1206	
	複数名訪問加算(Ⅱ)	訪看 I 2・複 21	30分未満	2,010	201	402	603	
		訪看 I 2・複 22	30分以上	3,170	317	634	951	
	初回加算	訪問看護初回加算	初回訪問時	3,000	300	600	900	
		予防看初回加算		3,000				
	退院時共同指導加算	退院時共同加算	退院時	6,000	600	1200	1800	
	特別管理加算	特別管理加算(Ⅰ)	1ヶ月につき	5,000	500	1000	1500	
特別管理加算(Ⅱ)		2,500		250	500	750		
緊急時訪問看護加算	緊急時訪問加算1	1ヶ月につき	5,740	574	1148	1722		
ターミナルケア加算	ターミナルケア加算	死亡月	20,000	2,000	4000	6000		
実費	死後の処置料	10,000						
	介護保険外サービス							

1. 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間でなく、利用者の居宅サービス計画に定められたサービスに係る標準的な時間を基準とします。
2. 介護保険での給付の範囲を超えたサービスの利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者負担となりますのでご相談ください。
3. 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は 1 か月につき料金表の利用料金全額をお支払ください。利用料のお支払いと引き換えに領収書を発行します。
4. その他の費用(契約外条項等)
 - 1) この契約書及び介護保険等の関係法令で定められていない事項(自費)については、関係法令の趣旨を尊重して、利用料金を定めています。【30分未満:4700円 1時間未満:8200円】
 - 2) サービスの実施に必要な居宅の日常生活用具、物品、材料費は実費とさせていただきます。
 - 3) 死後の処置については、実費 10,000 円の料金となります。